

第7回、第8回上越地域合併協議会を開催

〈第7回協議会〉

- 「各種事務事業の取扱い(その5)」

〈第8回協議会〉

- 「各種事務事業の取扱い(その6)」
- 「各種事務事業の取扱い(その7)」が決定

2月17日に第7回協議会が、また、3月6日には第8回協議会が開催され、「各種事務事業の取扱い(その5)、(その6)、(その7)」が決定されました。

また、この間、5つの小委員会では、それぞれ2回又は3回の会議を開催し、調査、審議を行いました。



▲三和村村民体育館で開催された第8回協議会

第8回協議会での提案事項

- 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について
 - ・各種事務事業の取扱い(その8)
 - ・各種事務事業の取扱い(その9)

第7回
第8回

上越地域合併協議会の概要

第7回、第8回協議会では、「各種事務事業の取扱い(その5)」、「各種事務事業の取扱い(その6)」、「各種事務事業の取扱い(その7)」が決定されました。

また、2月5日から3月6日の間に、「議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会」、「地域審議会及び地域自治組織（仮称）の取扱いに関する小委員会」、「新市の施策及び事業に関する小委員会」、「新市の名称に関する小委員会」、「自治基本条例に関する小委員会」の5つの小委員会では、2回又は3回の会議を開催し、それぞれ調査、審議を重ねました。

そこで今回は、協議会の決定事項に加え、小委員会の審議状況等についてお知らせします。

第7回協議会での決定事項

○各種事務事業の取扱い（その5）

別冊「事務事業一覧（その5）」の7件の事務事業については、合併時から上越市の制度に統一する。

第8回協議会での決定事項

○各種事務事業の取扱い（その6）

別冊「事務事業一覧（その6）」の2件の事務事業については、合併時から上越市の制度に統一する。

○各種事務事業の取扱い（その7）

別冊「各種事務事業の取扱い（その7）」のとおりとする。

※「別冊」の内容は、4～7ページに掲載

小委員会の審議状況

議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会

・【会議日程】 第3回 2月17日 第4回 3月6日

・【第3回、第4回の審議状況】

前回までに「特例を採用する」ことと、「採用する特例は定数特例とする」ことで意見が集約される中、第3回の会議では、「特例措置の期間」を3年3か月とするか、7年3か月とするかについて審議されました。第4回の会議では、上越市から「特例は1回（3年3か月）で整理した上で、特例後の経過措置として、合併後最初の一般選挙については、定数を法定数の上限の38人とし、ブロックによる選挙区を設ける方式も含め、幅を持たせて検討する」という考え方が提案され、これを基に審議が行われました。

この提案については、各市町村に持ち帰って再協議し、次回、再度審議を行うこととなりました。